

山中湖村公告第4号

山中湖村が発注する次の工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年5月7日

山中湖村長 高村 正一郎

1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 第4号
- (2) 事業名 防災行政無線整備事業
- (3) 工事名 防災行政無線施設（固定系）更新工事
- (4) 工事場所 山中湖村内
- (5) 履行期限 令和8年3月18日まで

2 入札に付する内容を説明する図書等の配布期間

- (1) 日時 令和7年5月7日(水)～令和7年5月19日(月)
午前9時～午後5時
- (2) 場所 山中湖村役場総務課

3 設計図書等内容に関する事項

令和7年5月19日(月)午後5時までに下記質疑送信先に電子メールにて質問すること。
なお、回答については、5月21日(水)午後5時までに、入札に付する図書等を配布した全業者に電子メールにて回答する。

質疑送信先 soumu@vill.yamanakako.lg.jp

4 入札参加について

入札参加を希望する場合は、配布する資料により、令和7年5月23日(金)午後5時までに総務課に提出(郵送可)すること。(必着)

添付資料として、配布資料の「様式1」及び「様式2」を提出すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月28日(水)午前10時00分
- (2) 場所 山中湖村役場第1会議室

6 入札保証金

免除

7 契約保証金

契約金額の10/100以上

8 違約金

山中湖村財務規則による。(村ホームページに掲載。)

9 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 山中湖村における競争入札参加資格審査(令和7・8年度)の建設工事において、大分類「建設工事」の「電気通信」の認定を受けているもの。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に、山梨県または山中湖村から指名停止処分を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 機器製造者であり、電気通信機器（60MHz 帯 QPSK デジタル防災）を自ら製造しており、電波法に基づく「技術適合証明」又は「工事設計の認証」を自らが受けているものであること。
- (5) QPSK デジタル方式固定系防災無線整備工事について、関東総合通信局管内において、元請として本工事と同規模工事の施工実績を有しているものであること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有する者は対象とする。

10 入札の無効

- (1) 資本関係又は人的関係にある者が行った入札は無効とする。
※資本関係、人的関係の基準については国土交通省の基準に準拠する。
- (2) その他この公告に示した入札参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 予定価格
事後公表

12 最低制限価格
有

※計算方法等については、山梨県の「建設工事における最低制限価格制度実施要領」に準ずる。

13 前金払
契約金額の40／100以内

14 中間前金払
契約金額の20／100以内

15 部分払
2回以内

16 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
非課税部分が含まれる場合は、入札書に記載する金額は消費税抜きの金額とし、うち、課税対象金額の10%に相当する額（1円未満の端数切捨て）を加算した金額をもって契約金額とする。
- (2) 入札会場入場時に、積算内訳書（見積書）等、委任状を提出すること。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、その場において直ちに

再度の入札を行う。再度入札の回数は1回とする。

(4) 入札時の封緘等については指定しない。

17 その他

(1) 本件契約は、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（昭和39年4月1日山中湖村条例第10号）により議会の議決に付すべき財産の取得に該当するため、議会の議決を得られたとき又は専決処分としたとき本契約として認められるものとする。

(2) 本工事は週休2日（4週8休以上現場閉所）適用工事とする。

※週休2日適用工事の実施基準は山梨県の「週休2日適用工事实施要領（令和6年5月1日）」に準ずるものとする。

(3) その他定めのない事項については、山中湖村財務規則等による。

18 問い合わせ先

山中湖村役場総務課財政係 0555-62-1111（内線106）